

[事案 27-249] 転換契約無効請求

・平成 28 年 7 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

契約転換時、募集人より更新手続であるとの説明しか受けておらず、また契約転換による不利益事項について説明を受けていないことを理由として、転換後契約の取消しまたは無効および転換前契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 6 月に契約した利率変動型積立終身保険を、平成 23 年 6 月に利差配当付終身保険に契約転換したが、以下の理由により、転換後契約を取消しまたは無効とし、転換前契約の復旧をしてほしい。

- (1) 募集人より転換前契約の更新手続であるとの説明を受けたので、保障内容に変更はないものと認識して手続を行ったが、転換後契約に契約転換させられていた。
- (2) 募集人より契約転換による不利益事項として、転換後契約には積立金がないことおよび解約返戻金が減少することの説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が転換前契約の更新プランを説明したところ、更新後の保険料が高いとの回答があったため、契約転換を提案したのであって、更新手続であるとの虚偽の説明をした事実はない。
- (2) 積立金がなくなることおよび解約返戻金額やその推移については説明をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約転換時の状況を把握するため、申立人および申立人配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換後契約の取消しや無効は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人は子供に付き添っている必要があったため、子供が勧誘や申込みに同席していた。そのため、申立人は募集人の説明に集中できない状況にあったことが認められ、説明時間も 30 分程度であり、こうした事情が申立人の誤解の原因になった可能性を否定できない。
- (2) 募集人の事情聴取によると、更新後保険料を案内し、保険料が高いと回答した申立人に対し、新商品を勧誘しており、新商品の勧誘を優先していたことが窺えるが、減額更新の方法があることの説明がなされることが望まれた。